

お知らせ

奨学金返還支援事業

福島県の地域経済をけん引する成長産業分野（エネルギー、医療、ロボット、輸送用機械関連産業など）の企業や、地域資源を生かした産業分野（製造業・卸売業・小売業、サービス業、観光産業など）の企業へ就職する予定の方を対象に、貸与を受けている奨学金返還額の一部を助成する制度の支給認定対象者を募集します。

●募集人数 40人程度

●応募期限
2月14日（金）（必着）

☎福島県 商工労働部 雇用労政課
☎024-521-7290



市奨学資金

市は、経済的な理由で高校や大学などへの修学が困難な方に対し、貸与型奨学資金（返済義務あり）と給与型奨学資金（返済義務なし）で支援を行っています。奨学資金を受けるには、受験前または合格内定前でも期限までに申請が必要です。

【共通事項】

●受付期間（※期間内必着） 1月8日（水）～3月14日（金）

※奨学生願書などの様式は、市のホームページからダウンロードできるほか、教育総務課でも配布します。

●採用者数 どちらの奨学金も予算の範囲内の人数（若干名）※市奨学生審査会で決定します。

●貸与・給与の期間 奨学生の在学する学校の正規修業期間

☎・☎教育部 教育総務課
☎81-1213



児童手当の申請

昨年10月からの制度改正により高校生年代以下（平成18年4月2日以降生まれ）の子を養育している以下に該当する方は申請が必要です。

(1) 所得上限超過を理由に児童手当の受給資格がなかった方

(2) 中学生以下の対象児童はいないが、高校世代の児童を養育している方

(3) 本年度中に19歳～22歳（平成14年4月2日～平成18年4月1日）になる兄弟がおり、兄弟を第1子と数えたときに、児童が3人以上となる方

●申請方法 申請書（市ホームページから入手可）と必要書類をこども未来課、または各行政局市民係へ提出ください。

●申請期限 3月31日（月）まで
※申請期限までに申請があった場合は、6年10月分まで、さかのぼって認定されます。

☎保健福祉部 こども未来課
☎82-1000

就学援助（入学準備金）の入学前支給

市は、4月に市内の小・中学校に入学予定の児童の保護者で、経済的理由などにより就学援助の要件に該当すると認定された方へ、新入学児童生徒学用品費等を入学前に支給します。

●対象者 次の要件に該当する方
①市に住所を有し、4月に市内の小・中学校に入学予定の児童の保護者。（3月末日までに市外へ転出する方を除く）

②前年度所得が生活保護法基準額の1.3倍以下の世帯に属する方で、市民税非課税や児童扶養手当を受給している等の要件に該当する方。（詳しい要件はお問い合わせください）

●申請場所
・小学校入学予定の児童→学校教育

課・各行政局・各出張所
・中学校入学予定の児童（小6）
→現在通っている市立小学校

●受付期間
1月6日（月）～27日（月）

●支給額
・小学校新1年生 57,060円、
中学校新1年生 63,000円

●支給時期 3月中
※申請に必要な書類など、詳しくはお問い合わせください。

☎・☎教育部 学校教育課
☎81-1214

市中小企業借入金 利子補給金

市では中小企業者を対象に金融緩和の一環として、借入金の利子の一部を補給金として交付しています。対象の中小企業者は期限までに申請をお願いします。

●対象者 市内に住所および事務所を有し、市税を完納している方、市内に本店の所在地を有する法人で、かつ市税を完納している方

●対象融資 市中小企業経営合理化資金保証融資（市内金融機関）、株式会社日本政策金融公庫経営改善貸付（市内商工会）、福島県商工事業協同組合資金

●申請期間
1月6日（月）～31日（金）

☎産業部 商工課
☎82-6677



後期高齢者医療保険 「医療費のお知らせ」

後期高齢者医療保険の「医療費のお知らせ（6年1月診療分～12月診療分）」は、2月下旬より順次発送を予定しています。「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせは、コールセンターまでお願いします。

●受付日時 1月6日（月）～3月21日（金）※土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

☎後期高齢者医療保険医療費のお知らせコールセンター
☎0120-007-308

エゴマ搾油北部作業所 1月の稼働日

【稼働日】14日（火）、26日（日）

●受付
午前8時30分～11時30分

●場所 北部作業所（船引町新館）
☎産業部 農林課 ☎81-2511

配食サービス事業

調理が困難な高齢者に対して、定期的に自宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行います。

●対象者
本市に住所を有するおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者等であって、心身の障害等の理由により調理が困難な方

●利用方法 利用したい方は申請が必要です。申請窓口は、保健福祉部高齢福祉課、各行政局市民係で受け付けています。地域包括支援センターを経由して申請できます。※1週間に3回を限度として利用できます。（月曜日～土曜日）

※地区によって曜日が制限される場合があります。

※申請は1回で続きます。

●利用料 弁当の受け渡し時に食材費として1回につき350円を利用者が委託業者に直接支払います。

☎保健福祉部 高齢福祉課
☎82-1115 各行政局市民係

介護保険要介護認定を受けている方へ

要介護認定を受けている65歳以上の方は、障害者手帳がなくても、障害者控除を受けられます。下記に該当する方は、市が発行する「介護保

険被保険者証」を各申告会場へお持ちください。直接税務署に申告する場合などは、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、高齢福祉課または各行政局市民係、各出張所で申請してください。

●要介護5、要介護4＝特別障害者
●要介護3＝特別障害者または普通障害者。日常生活自立判定基準により、障害者の区分を判定

●要介護2、要介護1＝普通障害者
☎保健福祉部 高齢福祉課
☎82-1115

介護や認知症、高齢者虐待などの高齢者に関する相談

●市地域包括支援センター
☎68-3737
（担当地区：滝根町、大越町、都路町、常葉町）

●市ふねひき地域包括支援センター
☎73-8762
（担当地区：船引町）

●時間 平日午前8時30分～午後5時30分、土曜日午前8時30分～午後0時30分

暮らし

消費生活で困ったときは

市消費生活センターでは、市民の消費生活に関する相談に幅広く応じ、消費者の自立支援を目的に、助言・情報提供・あっせんなどを行っています。消費生活についてお困りのときは、以下についてご留意いただき、電話または来所にてご相談ください。

●相談は、原則としてご本人からお願いします。

●相談に先立って個人情報等を伺います。個人情報や相談内容などの秘密は厳守します。

●基本的に相談者ご自身で解決していただくためのお手伝いをするものです。相談員は代理人にはなりません。

●事業者への指導権限はありません。また、事業者の信用性や苦情件数はお答えできません。

●事業者からの相談や、個人間のトラブル、消費生活以外の相談は対応できません。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎市消費生活センター ☎61-5009

ぼくの、わたしの、おさがり交換会

●日時 1月19日（日）、20日（月）
午前11時～午後3時

●場所 地域交流スペース ship

●入場料 無料 ※不要になった子供服・靴・小物を当日お持ちください。（次の人が気持ちよく使える状態のものに限ります）

☎地域交流スペース ship
☎82-6110



特設人権相談

人権に関する相談（家族、近隣関係、学校・職場の問題など）をお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●特設相談所
（午前10時～午後3時）
2月4日（火）
市役所1階102会議室
2月12日（水）大越行政局

☎福島地方方法務局 郡山支局
☎024-962-4500

広告欄 : Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課（☎0247-81-2117）へ

今月のごみ量 （6年10月分）

●1日1人あたりのごみの量：788g ●田村市のごみの量の目標：750g

●目標達成まであと：38g減！

※9月のごみの量と比べて、5g減！

